別紙

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務委託仕様書

目次

[１ 業務名 1](#_Toc158016890)

[２ 委託の趣旨（目的） 1](#_Toc158016891)

[３ 業務期間及び業務項目 1](#_Toc158016892)

[４ 契約期間 2](#_Toc158016893)

[（１） 導入業務契約 2](#_Toc158016894)

[（２） 運用保守業務契約 2](#_Toc158016895)

[５ 業務内容 2](#_Toc158016896)

[（１） 業務概要 2](#_Toc158016897)

[（２） 基本条件 2](#_Toc158016898)

[（３） 策定作業 3](#_Toc158016899)

[６ 食品衛生及び環境衛生管理業務システム導入の範囲 3](#_Toc158016900)

[（１） 食品衛生及び環境衛生管理業務システム導入の範囲 3](#_Toc158016901)

[（２） 対象業務 3](#_Toc158016902)

[（３） 作業範囲 4](#_Toc158016903)

[（４） セットアップ 4](#_Toc158016904)

[（５） システム稼働のためのテスト 4](#_Toc158016905)

[（６） データ移行 4](#_Toc158016906)

[（７） 職員研修 5](#_Toc158016907)

[７ 食品衛生及び環境衛生管理業務システム要件 5](#_Toc158016908)

[（１） 食品衛生及び環境衛生管理業務システム機能要件 5](#_Toc158016909)

[（２） 食品衛生及び環境衛生管理業務システム非機能要件 5](#_Toc158016910)

[（３） 帳票要件 5](#_Toc158016911)

[８ システム運用要件 5](#_Toc158016912)

[（１） 保守 5](#_Toc158016913)

[（２） 問い合わせ対応 5](#_Toc158016914)

[９ 導入体制 5](#_Toc158016915)

[１０ 成果物 6](#_Toc158016916)

[１１ 秘密の保持 6](#_Toc158016917)

[１２ 評価上の留意事項 6](#_Toc158016918)

[１３ その他 7](#_Toc158016919)

# 業務名

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務委託事業

# 委託の趣旨（目的）

食品衛生業務及び環境衛生業務は、現在、同一事業者が構築した一体のシステムを利用して行っている。本システムは各保健所及び本庁生活衛生課の業務効率化を目的として開発し、平成１９年度から稼働している。

本システムは本県情報システム課で調達している行政クラウド型仮想基盤を利用してシステムを構築している。これまでは仮想基盤において提供されるOracle Databaseのライセンスを利用していたが、ライセンス提供が令和７年で終了するため、次期システムに更新する必要がある。

また、本県では、行政情報システムのさらなる最適化を図るため、「行政情報システム全体最適化計画」を策定し、システムを資産として「持たない」、県独自のシステムを「作らない」、「既存のものを使う」との方針で全体的な見直しを進めることとしている。

行政情報システム全体最適化計画の概要については、別紙１「行政情報システム全体最適化計画について」を参照すること。次期システムにおいては、本計画に沿い、SaaSなどのサービス利用型のシステムやノンカスタマイズパッケージソフトの利用を原則とする。

# 業務期間及び業務項目

業務期間は、契約締結の日から令和12年３月31日までとする。

業務項目別の期間とその工程案等を以下の表に示す。契約締結の日から令和７年１月31日までを設計・構築に係る期間とし、令和７年２月１日から令和７年３月31日までの間は試験運用期間として、データ移行、運用テスト、操作研修を行うこととする。

本システムの利用期間は令和７年４月１日から令和12年３月31 日まで（60 か月間）とし、運用・保守において問合せ対応等を実施するものとする。

なお、導入業務に係る工程及びスケジュールについては本県と協議の上決定すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務項目 | 期間 | 工程及びスケジュール（案） |
| 導入業務 | 契約締結の日～令和７年３月31日 | システム導入（１）設計・構築 （令和７年１月31 日まで）（２）データ移行、運用テスト、操作研修（令和７年３月31日まで） |
| 運用保守業務 | 令和７年４月１日～令和12年３月31日 | 本業務の運用開始から契約完了日までの運用・保守（問合せ対応等） |

# 契約期間

契約期間は次の通りである。

## 導入業務契約

契約締結日から令和７年３月３１日まで

## 運用保守業務契約

令和７年４月１日から令和12年３月３１日まで

# 業務内容

## 業務概要

### 食品営業許可管理業務

食品衛生法の営業許可（更新、変更・廃業届出を含む）及び届出に係る業務（台帳管理、許可証発行、監視結果管理、収去検査管理、集計処理等）を行う。

### ふぐ取扱営業施設管理業務

ふぐ取扱営業施設に係る業務（台帳管理、届出済証発行、集計処理等）を行う。

### 環境営業許可・届出管理業務

環境衛生関係施設（旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所、特定建築物、建築物衛生登録業、遊泳用プール）に係る業務（台帳管理、許可証・届出済証発行、監視結果管理、集計処理等）を行う。

### その他共通（権限管理、マスタメンテナンス、バックアップ管理、ログ管理）

　　　　詳細は、別紙２「機能体系」を参照すること。

## 基本条件

### 処理の対象となる食品衛生関係施設数及びデータ件数の目安

※前回システム更新時（平成19年度）～令和５年11月現在のデータ件数

施設台帳件数（営業中）：約41,000件

施設台帳件数（廃業）：約13,000件

監視件数：約375,000件（業種単位）　※年間約25,000件

ふぐ施設台帳件数（営業中）：約800件

ふぐ施設台帳件数（廃業）：約600件

収去検査件数：既存データなし

### 処理の対象となる環境衛生関係施設数及びデータ件数の目安

　　　　　※システム導入時（平成２４年）～令和５年１１月現在のデータ件数

施設台帳件数（営業中）：約13,000件

施設台帳件数（廃業）：約6,200件

監視件数：約35,000件

なお、クライアント端末の要件は以下のとおりとする。どちらの要件でも支障なく動作すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件 |
| OS | Windows10 Proなお、運用開始後Windows11へアップデート作業を予定 |
| CPU | Intel Core i5-1235U　以上 | Intel Core i3-12100 |
| メモリ | 16GB以上 | 4GB |
| ディスク容量 | 256GBSSD以上 | 500GBHDD |

また、本システムの稼働に際して行政クラウド基盤やクライアント端末以外にハードウェア、ミドルウェア及びソフトウェア等が必要となる場合、本調達に含めること。

## 策定作業

### プロジェクト計画書の策定

### システム移行計画の策定及び既存データの新システムへの移行実施

### 運用・保守計画の策定

### リスク分析及び情報セキュリティ実施手順の策定

# 食品衛生及び環境衛生管理業務システム導入の範囲

## 食品衛生及び環境衛生管理業務システム導入の範囲

食品衛生及び環境衛生管理業務システムを利用するために必要なサーバ等のセットアップ及びデータ移行、職員研修、運用保守を本業務の範囲とする。

## 対象業務

### 本調達における対象業務の範囲は以下のとおりとする。

### 業者が提案可能な食品衛生及び環境衛生管理業務システムの名称等が異なる場合は、以下の範囲内の業務が含まれたもので提案を行うこと。

### 提案する食品衛生及び環境衛生管理業務システムにおいては以下の業務を統合的に管理できる利便性の高いものであること。

|  |  |
| --- | --- |
| 項番 | 業務名 |
| 1 | 食品営業許可管理業務 |
| 2 | 食品営業施設監視管理業務（食品表示法の監視を含む） |
| 3 | ふぐ取扱営業施設管理業務 |
| 4 | 食品収去検査管理業務 |
| 5 | 環境衛生営業許可・届出管理業務 |

## 作業範囲

### 利用システム

1. 最大200台が接続可能であること。

※これを踏まえた上で、必要ライセンス数を本調達に見込むこと。

1. ネットワークからの不正アクセス等を防止できるセキュリティの高いシステム設計とすること。

## セットアップ

### 食品衛生及び環境衛生管理業務システムを利用可能な状態にセットアップすること。

### 業務端末から接続できるようネットワーク設定を行うこと。

### 提案したシステムを利用する為の設定は実施すること。

## システム稼働のためのテスト

### 受託者は、利用する食品衛生及び環境衛生管理業務システムのテスト及び調整作業を行うものとする。また、テスト実施のための環境整備を行うこと。

### 今後の対象業務の拡大を想定し、この調達にかかるソフトウェアについては、利用者数の増加に応じてユーザライセンスが新たに生じないものとすること。

## データ移行

### 本県が保有しているデータを食品衛生及び環境衛生管理業務システムに移行すること。

### データ移行に関する詳細な打合せを行い実施すること。

### 移行対象のデータについては、別紙３「移行データ一覧」を参照すること。

### 取り込めないデータがある場合は、別途打合せとする。

## 職員研修

本システムの稼働後に円滑に業務を遂行するためには、事前に職員に対する操作研修が必要である。このため、本システムの稼働前にシステム利用者向け研修、システム管理者向け研修を行うこと。

# 食品衛生及び環境衛生管理業務システム要件

本システムに求める要件については、以下のとおりとすること。

なお、充足できない要件がある場合は、当該要件に代わる適切な代替案を提案し、システムの運用管理に支障のない構成とすること。

　　　また、別紙４及び別紙５記載の要件のほか、本県に有益な独自の提案がある場合には、別途提案すること。

　　　システムへのカスタマイズは原則として行わないこと。

## 食品衛生及び環境衛生管理業務システム機能要件

別紙４「機能要件一覧」を参照すること。

## 食品衛生及び環境衛生管理業務システム非機能要件

### 　別紙５「非機能要件一覧」を参照すること。

## 帳票要件

### 　別紙６「出力帳票一覧」を参照すること。

# システム運用要件

## 保守

本システムの運用保守については、以下のとおりとすること。

### 食品衛生及び環境衛生管理業務システムの保守を行うこと。

### 食品衛生及び環境衛生管理業務システムのバージョンアップ等の保守作業は、本県の業務処理運用に支障のないよう実施すること。

### 運用保守の作業状況の定期報告を実施すること。

### その他、詳細は別紙５「非機能要件一覧」を参照すること。

## 問い合わせ対応

　　　　障害等緊急時や異常時の連絡、利用者からの問い合わせ等の受付窓口を設け、　必要な対応を行うこと。

# 導入体制

業務担当者の選任等については、以下のとおりとすること。

### 受託者は、業務担当者を定め、県に文書で通知するものとする。

### 業務担当者は、作業要員に対する関係法令の運用について一切の責任を負うものとする。

# 成果物

本システムの構築及び運用保守において想定している成果物は以下のとおりである。なお、契約形態（サービス利用、賃貸借等）により成果物の内容が変わることも考えられることから、必ずしも以下の成果物を全て納品しなければならないものではないが、同様の内容を記載したドキュメント等を納品すること。

### プロジェクト計画書

### 要件定義書

### 食品衛生及び環境衛生管理業務システム設計書

### 食品衛生及び環境衛生管理業務システムテスト報告書

### 移行計画書・報告書

### 運用・保守計画書

### 情報セキュリティ実施手順書

### 管理者用マニュアル

### 利用者用マニュアル

### 議事録

### この仕様書に定めのない事項については、別途協議する。

# 秘密の保持

1. 受託者は茨城県が承認した場合を除き、本業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
2. 受託者は、本業務に従事する管理担当者及び作業要員、その他の者に対し、上記の義務を遵守させるため万全の措置を講じなければならない。
3. 評価上の留意事項

過去５年以内に都道府県もしくは保健所を設置する市・特別区において、食品衛生または環境衛生業務に関する許可台帳業務システムの構築業務もしくは運用管理業務を受託した実績がある場合は、プロポーザルの評価上有利となる措置を講じる方針である。ただし、茨城県におけるこれらの業務に係るシステムの導入業者については、複数の自治体への導入実績は不要とする。

# その他

1. 食品衛生及び環境衛生管理業務システム導入に必要なハードウェア・ソフトウェアは全て受託者で用意すること（サーバやクラウド費用負担を含む）。
2. 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上決定する。

以上